

I 概要説明

I-1 概要説明の目的

届出予定者が大店立地法に係る手続を適切かつ円滑に進められるよう、まず市にその計画概要の説明を求めるものである。

I-2 概要説明を行う届出

次に掲げる場合には、概要説明を行うものとする。

- ① 大規模小売店舗を新設する場合（法第5条第1項の届出）
- ② 施設等に関する届出事項変更の場合（法第6条第2項の届出）
- ③ 経過措置に係る変更の場合（法附則第5条第1項の届出）

I-3 概要説明の方法等

概要説明の方法等は、別表1によるものとする。

I-4 他の法令に係る手続

大規模小売店舗の設置に当たっては、他の法令等により申請、届出等が必要な事項が発生することが予想されるので、関係機関に対してそれらの手続を並行的に行うよう努めること。

II 事前協議

II-1 事前協議の目的

届出予定者が関係する他の手続と並行的に処理を進めることができるよう、市商業金融課及び熊本市大規模小売店舗立地協議会設置要綱に定める関係課と渋滞緩和措置のほか届出を予定している事項について事前に協議をするために求めるものである。

II-2 事前協議を行う届出

概要説明に同じ。

II-3 事前協議の方法等

事前協議の方法等は、別表1によるものとする。

III 事前相談

III-1 事前相談の目的

届出予定者が本市の指摘事項を踏まえて大規模小売店舗立地法に基づく届出を行うことができるよう、事前に届出書案の提出を求めるものである。

III-2 事前相談を行う届出

概要説明に同じ。

III-3 事前相談の方法等

事前相談の方法等は、別表1によるものとする。

IV 新設に関する届出（法第5条関係）

IV-1 「新設」の意味

新設とは、建物の新築、増築の有無を問わず、店舗面積が1,000㎡を超える場合をいう。

よって、全く新しい建物を建設して店舗面積が1,000㎡を超える場合のみならず、既存の建物を増築して、その店舗面積を増加し、1,000㎡を超える場合及び既存の建物は何ら増築しなくとも、その全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が1,000㎡を超える場合を含む。

IV-2 届出の方法等

届出の方法等は、別表1によるものとする。

IV-3 図面の作成

作成の方法等は、別表2によるものとする。

V 変更の届出（法第6条関係）

V-1 届出の方法等

届出の方法等は、別表1によるものとする。

V-2 軽微変更

(1) 軽微変更とは

軽微変更とは、店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比べて変化しないと市が認めるものである。

※ 市の承認が得られれば、変更届出を提出後すぐに、当該変更を行うことができる。

(2) 申請の方法等

申請の方法等は別表1によるものとする。

V-3 届出を要しない事項

大店立地法による届出を要しない場合は、次のとおりである。

① 一時的な変更

通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは、特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更。

(例)ア) 事故や災害時における施設の位置や開閉店時刻の変更

イ) 特別な地域行事が行われる時期における開閉店時刻の変更

ウ) 店舗付近の道路工事に伴う駐車場の出入口の位置の変更等

② 大規模小売店舗を新設する日の繰下げ

③ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計の減少

④ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計の増加で、基礎面積に1,000㎡又は基礎面積の1割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの

(基礎面積： 法第5条第1項若しくは法第6条第2項により届出済みの店舗面積の合計)

⑤ 駐車場又は駐輪場の収容台数の増加

⑥ 荷さばき施設の面積の増加

⑦ 廃棄物等の保管施設の容量の増加

- ⑧ 大規模小売店舗内の小売業者の開店時刻繰下げ又は閉店時刻繰上げ

VI 説明会の開催（法第7条関係）

VI-1 開催回数、場所等

届出者は、説明会の開催回数、日時、及び場所等について、市の意見を聴くものとする。
なお、開催回数については、市が書面により届出者に通知する（回数は3回が上限）。

VI-2 説明会開催計画書の提出

提出方法等は、別表1によるものとする。

VI-3 届出者による説明会開催の公告

- ① 公告の時期
説明会開催予定日の1週間前まで。
- ② 公告の内容
 - (ア) 説明会の開催日時及び場所
 - (イ) 次の事項及びその内容
(変更届出の場合にあっては下記i)～iv)のうち変更する事項及びその内容)
 - i) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ii) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - iii) 大規模小売店舗の新設をする日
 - iv) 大規模小売店舗の店舗面積の合計
 - (ウ) 大規模小売店舗の所在地及び説明会の開催場所の案内図
(下記④の(ア)による公告の方法による場合は、可能な限り記載することとする。)
 - (エ) 留意事項
 - i) わかりやすいものとなるよう大きさ、色、デザイン等を考慮すること。
 - ii) 販売チラシ等と同じチラシを使用する場合は、概ねチラシの1/4以上を説明会の公告にあてること。
 - iii) 問合せ先等を明確にすること。
- ③ 公告の区域
原則として、大規模小売店舗の所在地の境界線から1km以内の区域を全て含む区域。
- ④ 公告の方法
次の(ア)又は(イ)（(イ)の場合はi)及びii)～iv)のいずれか一つ）による。
 - (ア) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙であって、上記③の区域における購読部数が上位5紙のもの全てに掲載
 - (イ)
 - i) 出店等予定地内への掲示板の設置（説明会終了までの期間）
 - ii) 上記(ア)の日刊新聞紙によるチラシの折り込み
 - iii) 直接全世帯、事務所その他の団体等へのチラシ（通知）配布
 - iv) その他公告内容が確実に周知できる方法

(注) 上記による公告が不可能な場合には、市公報等登載依頼書（運用要綱様式第9号）を市商業金融課へ提出して市へ公告を依頼することができる。提出部数等は別表1のとおり。

VI-4 説明会開催の省略

店舗面積、施設の配置又は施設の運営方法に関する事項の変更の場合であって、軽微変更等、

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと想定される場合は、当該届出の1ヶ月前に掲示による説明会申出書（運用要綱様式第10号）を市商業金融課へ提出して説明会の開催を省略し掲示をもって説明会に代えることを申出することができる。提出部数等は別表1のとおり。

説明会の開催を省略し掲示による説明会が承認された場合は、説明会開催に代えて、大規模小売店舗が立地する敷地の見やすい場所及びインターネットの利用（周辺住民への周知方法として適切な方法、例えば、設置者や店舗のホームページ等への掲載）にて、当該届出の縦覧期間の間、届出等の要旨を掲示することとなる。

VI-5 説明会の配布資料

届出及び添付書類の内容又は概要を記載したもの。

VI-6 説明会開催不能の場合の措置

- ① 説明会が開催できない場合とは、次に掲げる事由であって市が認めるものである。
 - (ア) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること
 - (イ) 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと
- ② 上記①の認定を受けようとするときは、説明会開催不能申出書（運用要綱様式第12号）を市商業金融課に提出すること。提出部数等は別表1のとおり。
- ③ 説明会開催不能の場合の届出等の内容の周知
説明会開催が不能な場合の周知は、次の（ア）から（ウ）のうちいずれか（（ウ）の場合はi）及びii）とiii）のいずれか一つ）により行うものとする。
 - (ア) 市の協力を得て、届出等の要旨を市の公報又は広報紙に掲載
 - (イ) 届出等の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載（掲載する日刊新聞紙は、原則として、大規模小売店舗の所在地の境界線から1km以内の区域を全て含む区域における購読部数上位5紙のもの全てとする。）
 - (ウ)
 - i) 出店等予定地内への掲示板の設置
 - ii) 上記（イ）の日刊新聞紙によるチラシの折り込み
 - iii) 原則として、大規模小売店舗の所在地の境界線から1km以内の区域を全て含む区域への直接全世帯、事務所その他の団体等へのチラシ（通知）配布

VI-7 説明会等実施状況報告

届出者は、説明会開催後10日以内に、説明会が開催できなかった場合は代替措置の実施後10日以内に、説明会等実施状況報告書（運用要綱様式第11号）を市商業金融課へ提出するものとする。提出部数等は別表1のとおり。

VII 市の意見、市の勧告及び承継に関する届出 （法第8条、第9条、第11条関係）

VII-1 市の意見に対する届出等（法第8条第7項）

この届出（又は通知）は、届出者が、市から述べられた意見を踏まえた対応を行うための既出の届出内容の変更届出（又は変更しない旨の通知）であり、届出者は次の点に留意すること。

- ① 意見が通知された日から1ヶ月以内に届出（又は通知）を行うものとする。
- ② 添付書類は、変更に係る部分のみを提出すること。

- ③ 市の意見の通知日から1ヶ月以内に届出（又は通知）を行うことができない場合は、変更届出遅延理由書（運用要綱様式第15号）を市商業金融課へ提出するものとする。提出部数等は別表1のとおり。

VII-2 市の勧告に対する届出等（法第9条第4項）

この届出は、届出者が、市から受けた勧告を踏まえた対応を行うための既出の届出内容の変更届出であり、届出者は、次の点に留意すること。

- ① 勧告が行われた日から1ヶ月以内に届出を行うものとする。
- ② 添付書類は、変更に係る部分のみを提出すること。
- ③ 市の勧告が行われた日から1ヶ月以内に届出を行うことができない場合は、変更届出遅延理由書（運用要綱様式第15号）を市商業金融課へ提出するものとする。提出部数等は別表1のとおり。

VII-3 承継の届出（法第11条第3項）

この届出は、大規模小売店舗の新設等の届出者から当該店舗を譲り受けた者による、当該届出をした者の地位を承継した旨の届出であり、届出者は、次の点に留意すること。

- ① 「承継」とは、いわゆる承継のうち、届出に係る大規模小売店舗の譲渡、自然人における相続及び法人における合併（新設合併及び吸収合併）の場合であること。
- ② 承継後遅滞なく市商業金融課へ届出を行うものとする。提出部数等は別表1のとおり。
- ③ 添付書類は、大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の事実を証する書類を提出すること。